

# 平成28年度電気用品調査委員会事業報告

平成29年7月11日

電気用品調査委員会

## 目 次

1. 概要 .....	1
2. 電気用品調査委員会の審議 .....	1
(1) 第 96 回 調査委員会(平成 28 年 6 月 29 日) .....	1
(2) 第 97 回 調査委員会(平成 28 年 11 月 22 日) .....	1
(3) 第 98 回 調査委員会(平成 29 年 3 月 17 日) .....	2
3. 各部会の活動概要 .....	2
(1) 解釈検討第1部会 .....	2
(2) 解釈検討第2部会 .....	2
(3) 事故事例調査部会 .....	2
(4) 電波雑音部会 .....	3
4. 国への報告及び改正要望について .....	3
(1) 平成 28 年度に国に対し報告及び改正要望を行った項目 .....	3
(2) 平成 28 年度までに国に対し改正要望を行った項目／省令への反映状況 .....	3
5. 会員の入退会について .....	4
(1) 会員の退会について .....	4
(2) 新規会員の入会について .....	4
別紙 1 平成 27 年度調査委員会で審議した別表第十二に採用を要望する JIS .....	5
別紙 2 電気用品の技術上の基準を定める省令に関する改正要望の反映状況 .....	10

## 1. 概要

電気用品調査委員会(以下、調査委員会という。)は、民間が自主的に運営する公正性、中立性のある組織として、わが国の電気用品(製品・設備)に関する規格・基準に対し、民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること、及び民間規格・基準の活用を推進することにより、わが国の電気用品の安全を確保し、電気用品による危険及び障害を防止することを目的としている。

平成 28 年度は、平成 27 年度に引き続き、電気用品の使用状況、事故情報、国際的な規格・基準の動きなどを調査し、解釈別表第八の電気ストーブ(旧省令第 1 項)の検討及び整合規格等の別表第十二(旧省令第 2 項)への採用検討を行った。

解釈検討第1部会は、事件事例調査部会から依頼のあった電気ストーブの検討を行った。解釈検討第2部会は、小委員会承認後の JIS 原案 35 件及び CISPRJ 規格 2 件、制定後の JIS 30 件の検討を行い、制定された JIS については解釈別表第十二への採用要望を行った。

各部会の検討結果は、調査委員会での審議、承認を経て技術基準の解釈の改正に係わるものは、改正要望書として国へ提出した。

なお、国に平成 27 年度、28 年度に改正要望を提出した解釈別表第八の電気フライヤーの過熱防止対策及び解釈別表第十二へ JIS 採用 34 件が、今年度の解釈改正で反映された。

## 2. 電気用品調査委員会の審議

平成 28 年度は、調査委員会を 3 回開催し、解釈別表第十二(旧省令第 2 項)への整合規格 30 規格の採用要望について承認し、改正要望及び採用要望は国へ提出した。

平成 28 年度に開催した調査委員会における主な報告・審議内容は以下のとおりである。

### (1) 第 96 回 調査委員会(平成 28 年 6 月 29 日)

- a. 平成 27 年度事業報告(案) / 平成 27 年度決算(案)を審議・承認した。
- b. 解釈検討第2部会からの別表第十二への採用を要望する JIS(小委員会承認後 10 規格, JIS 発行後 4 規格)について提案があり、国へ解釈別表第十二への採用要望を提出することが承認された。(採用の検討及び要望した JIS については、別紙 1 表-1.1 及び表-1.2 を参照。)
- d. 各小委員会からの報告及び質疑応答が行われた。

### (2) 第 97 回 調査委員会(平成 28 年 11 月 22 日)

- a. 解釈検討第2部会から別表第十二への採用を要望する JIS(小委員会承認後 7 規格, JIS 発行後 6 規格)を行い、国へ解釈別表第十二への採用要望を提出することが承認された。(採用の検討及び要望した JIS については、別紙 1 表-1.1 及び表-1.2 を参照。)
- b. 事件事例調査部会から NITE から公表された平成 26 年度の事件事例及び東京消防庁の平成 27 年度の火災に実態の調査結果を報告し、電気ストーブによる火災が目立つことから最新国際規格との比較検討を行い、改善すべき項目がないかを検討することにした。電気ストーブによる火災は、赤熱式電気ストーブの取扱不備を原因としているものがほとんどであるが、高齢者の死亡事故に結びつくものが多く検討を依頼することにした。
- c. 各小委員会からの報告及び質疑応答が行われた。

(3)第 98 回 調査委員会(平成 29 年 3 月 17 日)

- a. 平成 29 年度電気用品調査委員会事業計画(案)を審議し承認した。
- b. 平成 29 年度予算(案)を審議し承認した。
- c. 解釈検討第1部会から、電気ストーブの火災について、検討結果が報告された。検討結果は、最新 IEC 規格の要求を取り入れても、実際に発生している火災を防止することは困難であるというものである。本件に関する調査は継続することになった。
- d. 解釈検討第2部会からの別表第十二への採用を要望する JIS(小委員会承認後 20 規格, JIS 発行後 20 規格)について提案があり、国へ解釈別表第十二への採用要望を提出することが承認された。(採用の検討及び要望した JIS については、別紙 1 表-1.1 及び表-1.2 を参照。)
- e. 小委員会からの報告及び質疑応答が行われた。

3. 各部会の活動概要

調査委員会傘下の各部会の平成 27 年度における活動概要を以下に記す。各部会は、検討結果を調査委員会に上程した。

(1)解釈検討第1部会

- a. 部会開催回数  
・計 1 回 (H28.1.20)
- b. 主な実施内容

事件事例調査部会から検討依頼があった、解釈別表第八の電気ストーブについて最新 IEC 規格と別表第八の要求の比較を行った。実際の火災原因の多くは、就寝中に寝返り等により布団等の寝具が電気ストーブに被さり発火に至るものである。IEC 規格では綿布を被せる試験があるが、カーテン等の接触を想定したもので試験時間が 30 秒と短く、発火防止には効果がないと判断された。

(2)解釈検討第2部会

- a. 部会開催回数  
・計3回(H8.6.2, H28.10.5, h29.2.8)
- b. 主な実施内容

別表第十二に採用を要望する JIS 及び民間規格について検討を行った。(調査委員会へ上程した規格は別紙 1 を参照。)

(3)事件事例調査部会

- a. 部会開催回数  
・部会:計 1 回(H28.9.8)
- b. 主な実施内容

○ 平成 26 年度(独)製品評価技術基盤機構(NITE)事故データの調査を行い、調査結果を報告書としてまとめた。

- 東京消防庁管内の平成 27 年における電気設備からの火災について調査を行い, 検討すべき課題を抽出した。その結果は調査委員会へ報告するとともに, 電気スロープの発火防止を解釈検討第1部会への検討依頼することとした。

#### (4) 電波雑音部会

##### a. 部会開催回数

今年度は開催せず。

##### b. 主な実施内容

別表第十二に係わる J 規格の検討を昨年度, VCCI 協会の CISPRJ 電波雑音委員会に移管したため, 今年度は別表第十の規定について特に検討すべき事項がなく開催しなかった。

#### 4. 国への報告及び改正要望について

##### (1) 平成 28 年度に国に対し報告及び改正要望を行った項目

##### a. 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について;

日電協 28 技基第 169 号 平成 28 年 8 月 31 日提出

要望内容;第96回調査委員会からの要望書

提案内容;電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二への採用の要望書  
(採用を要望した JIS 4 規格を別紙 1 に示す。)

##### b. 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について;

日電協 28 技基第 264 号 平成 28 年 11 月 30 日提出

要望内容;第97回調査委員会からの追加要望書

提案内容;電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二への採用の要望書  
(採用を要望した JIS 6 規格を別紙 1 に示す。)

##### c. 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に関する要望書の提出について;

日電協 28 技基第 421 号 平成 29 年 3 月 22 日提出

要望内容;電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第十二への採用の要望書  
(採用を要望した JIS 20 規格を別紙 1 に示す。)

##### (2) 平成 28 年度までに国に対し改正要望を行った項目/省令への反映状況

平成 29 年 4 月までに国に提出した省令改正要望を別紙 2 に示す。

本年度は, 解釈改正要望(旧省令第1項関連 1 件, 旧省令第 2 項関連6件)が反映された。

5. 会員の入退会について

(1) 会員の退会について

平成 28 年度は会員の退会はなかった。

(2) 新規会員の入会について

平成 28 年度は会員の入会はなかった。

以 上

別紙 1 平成 27 年度調査委員会で審議した別表第十二に採用を要望する JIS

表-1.1 小委員会終了後の審議

審議委員会	技術規準解釈別表十二への採用要望規格
第 96 回 調査委員会 (H28. 6. 29)	JIS C 3662-5(201X) 定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第 5 部：可とうケーブル（コード）
	JIS C 3662-7(201X) 定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第 7 部：遮蔽付き又は遮蔽なしの 2 芯以上の多芯可とうケーブル
	JIS C 3663-8(201X) 定格電圧 450/750 V 以下のゴム絶縁ケーブル—第 8 部：高可とう性コード
	JIS C 8105-2-5(201X) 照明器具—第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項
	JIS C 8105-2-9(201X) 照明器具—第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）
	JIS C 8105-2-17(201X) 照明器具—第 2-17 部：舞台照明，テレビ，映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項
	JIS C 9300-7(201X) アーク溶接装置—第 7 部：トーチ
	JIS C 8147-2-13(201X) ランプ制御装置—第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項
	JIS C 8156(201X) 一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超）—安全仕様
	JIS C XXXX(201X) ベル用，表示器用及びリモートコントロール用変圧器
第 97 回 調査委員会 (H28. 11. 22)	JIS C 9335-2-21 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-21 部：貯湯式電気温水器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-31 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-31 部：レンジフードの個別要求事項
	JIS C 9335-2-35 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-80 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-80 部：ファンの個別要求事項
	JIS C 9335-2-84 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-84 部：トイレとともに使用する電気機器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-102 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-102 部：商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項

審議委員会	技術規準解釈別表十二への採用要望規格
	JIS C 8284 (201X) 電気アクセサリ―家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール
第 98 回 調査委員会 (H29.3.17)	JIS C 9335-2-25 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項
	JIS C 9335-2-32 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-32 部：マッサージ器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-60 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-60 部：渦流浴槽機器，渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-65 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-65 部：空気清浄機の個別要求事項
	JIS C 9335-2-82 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-82 部：サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-90 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-90 部：業務用電子レンジの個別要求事項
	JIS C 9335-2-98 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-98 部：加湿器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-207 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-207 部：水電解器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-209 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-209 部：家庭用電気治療器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-210 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-210 部：家庭用電気磁気治療器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-211 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-211 部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-212 (201X) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第 2-212 部：家庭用吸入器の個別要求事項
	JIS C 8105-2-20 (201X) 照明器具―第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項
	JIS C 8105-2-21 (201X) 照明器具―第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項
	JIS C 8282-1 (201X) 家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント―第 1 部：一般要求事項
JIS C 8211(201X) 住宅及び類似設備用配線用遮断器	



審議委員会	技術規準解釈別表十二への採用要望規格
	JIS C 8221(201X) 住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置なし (RCCBs)
	JIS C 8222(201X) 住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き (RCBOs)
	CISPRJ 15(201X) 電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法
	CISPRJ 32(201X) マルチメディア機器の電磁両立性－エミッション要求事項

表-1.2 JIS 発行後の解釈別表第十二への採用要望の審議

審議委員会	技術規準解釈別表十二への採用要望規格
第 96 回 調 査 委 員 会 (H28. 6. 29)	JIS C 8269-1(2015) 低圧ヒューズー第 1 部：通則
	JIS C 8269-2(2016) 低圧ヒューズー第 2 部：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用ヒューズ）－標準化されたヒューズシステム A～K
	JIS C 8313(2016) 配線用つめ付きヒューズ
	JIS C 8319(2016) 配線用栓形ヒューズ
第 97 回 調 査 委 員 会 (H28. 11. 22)	JIS C 8462-21(2016) 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第 21 部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャーに対する個別要求事項
	JIS C 8462-22(2016) 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第 22 部：接続用ボックス及びエンクロージャーに対する個別要求事項
	JIS C 8461-21(2016) 電線管システムー第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項
	JIS C 8461-22(2016) 電線管システムー第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項
	JIS C 8461-23(2016) 電線管システムー第 23 部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項
	JIS C 8368(2016) 電流制限器
第 98 回 調 査 委 員 会 (H29. 3. 17)	JIS C 6065(2016) オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項
	JIS C 9335-2-8(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-8 部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項
	JIS C 9335-2-24(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-24 部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項
	JIS C 9335-2-30(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-30 部：ルームヒータの個別要求事項
	JIS C 9335-2-52(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-52 部：口こう（腔）衛生機器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-55(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-55 部：水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項
	JIS C 9335-2-75(2016) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-75 部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項
	JIS C 9335-2-76(2017) 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-76 部：電気さく用電源装置の個別要求事項
	JIS C 8324(2017) 蛍光灯ソケット及びスタータソケット
	JIS C 8105-2-5(2017) 照明器具－第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

審議委員会	技術規準解釈別表十二への採用要望規格
第 98 回 調 査 委 員 会 (H29. 3. 17)	JIS C 6950-1(2016) 情報技術機器－安全性－第 1 部：一般要求事項
	JIS C 7620-1(2017) ただし、附属書 JC を適用しない。一般照明用電球形蛍光ランプ－第 1 部：安全仕様
	JIS C 8109(2016) ネオン変圧器
	JIS C 4526-1(2013) 機器用スイッチ－第 1 部：一般要求事項
	JIS C 4526-2-1(2016) 機器用スイッチ－第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項
	JIS C 7617-1(2017) ただし、附属書 JA を適用しない。直管蛍光ランプ－第 1 部：安全仕様
	JIS C 7618-1(2017) ただし、附属書 JA を適用しない。片口金蛍光ランプ－第 1 部：安全仕様
	JIS C 8147-1(2017) ランプ制御装置－第 1 部：通則及び安全性要求事項
	JIS C 8147-2-10(2017) ランプ制御装置－第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作電子インバータ及び変換器の個別要求事項
	JIS C 8147-2-13(2017) ランプ制御装置－第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

別紙 2 電気用品の技術上の基準を定める省令に関する改正要望の反映状況

N o.	提出日	関連	項目	調査委員会	公布施行	提出資料番号
1	平成 19 年 7 月 25 日	第1, 第2項	照明器具(第 1 項), オーディオ ビデオ(第 2 項)	第 68 回	第 2 項施行済 第 1 項 H24.1.13 公布, H24.7.1 施 行	日電協 19 技調第 30 号
2	平成 20 年 4 月 3 日	省令第2項	カプラー, 変圧器, 電線	第 70 回	H21.6.17 施行	日電協 20 技調第 11 号
3	平成 21 年 1 月 30 日	省令第2項	ゴム絶縁ケーブル, ランプ制御装置 計5件	第 72 回	H21.6.17 施行	日電協 20 技調第 67 号
4	平成 21 年 3 月 17 日	省令第1項	基板難燃化, 内部配線の屈曲, はんだ付け部に機械的強度 を持たせない設計, 照明器具の安定器, モータ用コンデン サ, ダイオード並列使用, 冷蔵庫プラグの耐トラッキング性, 洗 濯機蓋ロック, 床暖房(電熱シート), 電磁式接続器保持力	第 73 回	H21.9.11 公布 H22.9.1 施行	日電協 20 技調第 73 号
5	平成 21 年 4 月 20 日	省令第2項	ヒューズ, 接続機器, 電動工具, 事務機, アーク溶接機, ライ ティングダクト 計 33 件	第 73 回	H22.7.5 公布 H22.10.1 施行	日電協 20 技調第 67 号
6	平成 21 年 5 月 16 日	省令第1項	別表第二 電線管, フロアダクトおよび線樋ならびにこれらの 附属品ならびにケーブル配線用スイッチボックス, 別表第八 2(32)ロ 8 絶縁性能	第 74 回	H21.9.11 公布 H22.9.1 施行	日電協 21 技調第 1 号
7	平成 21 年 11 月 11 日	省令第2項	電波雑音関連 計3件	第 75 回	H22.7.5 公布 H22.10.1 施行	日電協 21 技調第 43 号
8	平成 22 年 4 月 7 日	省令第2項	AV 機器(無線妨害許容値, 安全性要求事項), ランプ制御装 置	第 76 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 1 号
9	平成 22 年 4 月 7 日	省令第1項	LED, コンセント	第 77 回	H24.1.13 公布 H24.7.1 施行	日電協 22 技調第 2 号
10	平成 22 年 4 月 12 日	省令第2項	ケーブル, 電気機器の安全性, 自動電気制御装置, プラグ/ コンセント, 照明器具 計 33 件	第 77 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 3 号
11	平成 22 年 12 月 28 日	省令第2項	電線, ソケット 計5件	第 79 回	H23.8.9 公布 H23.11.1 施行	日電協 22 技調第 61 号
12	平成 23 年 5 月 27 日	省令第1項	電源コード折り曲げ試験(毛髪乾燥器, 髪ごて, 掃除機) 計 3	第 80 回	H25.7.1 公布	日電協 23 技調第 17 号

N o.	提出日	関連	項目	調査委員会	公布施行	提出資料番号
			件 + 横展開 4 種類(13 件)		H26.1.1 施行	
13	平成 23 年 5 月 27 日	省令第2項	ねじ込みランプソケット, トイレと共に使用する電気機器, 燻蒸器, アーク溶接機 計 4 件 + J3000 改正	第 80 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 17 号
14	平成 24 年 2 月 29 日	省令第1項	PTC 電気床暖房 ※アレニウス式に則ることの検証結果追加	第 81 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 68 号
15	平成 23 年 11 月 22 日	省令第2項	照明器具, ランプソケット類, ランプ制御装置 計 15 件 <sup>注1</sup>	第 82 回	H25.7.1 公布 H26.1.1 施行	日電協 23 技調第 50 号
16	平成 24 年 3 月 30 日	省令第2項	カプラー, 情報技術機器, 変圧器 計 11 件	第 83 回	H26.4.14 公布 H26.7.1 施行	日電協 23 技調第 78 号
17	平成 24 年 3 月 30 日	省令第1項	プリント基板の難燃化横展開(別表第八部分)	第 83 回	未(No32(プリント基板の難燃化横展開)と合わせて検討)	日電協 23 技調第 79 号
18	平成 24 年 7 月 30 日	省令第2項	J55014-1(雑音の強さに関する基準)J 規格改正	第 84 回	H27.10.8 通達 H27.12.1適用未	日電協 24 技調第 35 号
19	平成 24 年 11 月 2 日	省令第1項	引込用ポリエチレン絶縁電線及びプリント基板の難燃化横展開(別表第八以外),	第 85 回	H26.9.18 公布 H26.9.18 施行 (ただし, プリント基板は差し戻し)	日電協 24 技調第 52 号
20	平成 24 年 11 月 2 日	省令第2項	固定配線器具(スイッチ) 計 4 件	第 85 回	H26.4.14 公布 H26.7.1 施行	日電協 24 技調第 52 号
21	平成 25 年 3 月 8 日	省令第1項	遠隔操作(別表第八部分)	第 86 回	H25.5.10 施行	日電協 24 技調第 65 号
22	平成 25 年 3 月 26 日	省令第1項	プラグのトラッキング対策(報告案件)	第 86 回	H26.9.18 公布 H26.9.18 施行	日電協 24 技調第 74 号
23	平成 26 年 3 月 27 日	別表第四	遠隔操作(別表第四部分)	第 89 回	H26.9.18 通達 H26.9.18 適用	日電協 25 技基第 511 号
24	平成 26 年 4 月 1 日	別表第十二	※AV 機器, ※電線管, 照明器具, アーク溶接機, ランプ制御装置, 家電機器 計 9 件 <sup>注2</sup>	第 89 回	H26.7.30 通達 H26.10.1 適用 (J60335-1 を除く) <sup>注3</sup>	日電協 26 技基第 4 号

N o.	提出日	関連	項目	調査委員会	公布施行	提出資料番号
25	平成 26 年 7 月 11 日	別表第十二	ヒューズ, 照明器具, ランプソケット 計 5 件	第 90 回	H26.12.12 通達 H27.3.1 適用	日電協 26 技基第 180 号
26	平成 26 年 12 月 15 日	別表第八	プリント基板の難燃化	第 91 回	H27.7.24 通達 H27.7.24 適用	日電協 26 技基第 403 号
27	平成 26 年 12 月 15 日	別表第十二	情報技術機器, 変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性 計 4 件	第 91 回	H27.7.24 通達 H27.10.1 適用	日電協 26 技基第 404 号
28	平成 27 年 3 月 18 日	別表第十二	ランプソケット, 照明器具, 配線用ヒューズ, 家庭用電気機器 計 14 件	第 92 回	H27.7.24 通達 H27.10.1 適用 及び H27.10.8 通達 H27.12.1適用	日電協 26 技基第 545 号
29	平成 27 年 4 月 2 日	別表第四, 別表第八	解釈別表第四の 6.接続器(コンセント, 差込みプラグ)及び別表第八の 2.(15)観賞魚用ヒータの改正要望	第 92 回	H27.7.24 通達 H27.7.24 適用	日電協 27 技基第 5 号
30	平成 27 年 5 月 21 日	別表第十	J55011(雑音の強さに関する基準)J 規格の改正及び解釈別表第十の改正要望	第 92 回	H27.10.8 通達 H27.12.1適用	日電協 27 技基第 71 号
31	平成 27 年 7 月 1 日	別表第十二	白熱電球類の安全仕様及びアーク溶接装置の JIS 計 4 件	第 93 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用	日電協 27 技基第 135 号
32	平成 27 年 11 月 13 日	別表第十二	ポータブル機器用二次電池の JIS 1 件	第 94 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用	日電協 27 技基第 328 号
33	平成 28 年 4 月 7 日	別表第十二	ミニチュアヒューズ, 家庭用電気機器 計 26 件	第 95 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用 及び H28.11.30 通達 H29. 1. 1 適用	日電協 28 技基第 22 号
34	平成 28 年 4 月 7 日	別表第十二	解釈別表第十二の前書きの改正案(CISPR 規格の対応)	第 94 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用	日電協 28 技基第 23 号
35	平成 28 年 4 月 20 日	別表第十二	遠隔操作に関する J1000 の改正要望	第 94 回	未	日電協 28 技基第 48 号
36	平成 28 年 4 月 20 日	別表第八	電気フライヤーの技術基準解釈の改正要望	第 95 回	H28.9.30 通達 H28.9.30 適用	日電協 28 技基第 49 号

N o.	提出日	関連	項目	調査委員会	公布施行	提出資料番号
37	平成 28 年 8 月 31 日	別表第十二	低圧ヒューズ関係の JIS 3 件の「採用及び削除する JIS 3 件	第 96 回	H29.1.25 通達	日電協 28 技基第 169 号
38	平成 28 年 11 月 30 日	別表第十二	電気アクセサリ、電線管、電流制限器等 JIS 6 件の採用及び廃止の提案 JIS 2 件	第 97 回	H29.4.3 通達	日電協 28 技基第 264 号
39	平成 29 年 3 月 23 日	別表第十二	電子機器の安全性、電気機器の安全性及び照明機器 JIS 20 件の採用及び廃止する JIS 2 件	第 98 回	H29.7.3 通達	日電協 28 技基第 421 号

(説明)

平成 28 年 4 月までに解釈の改正要望を過去 10 年分の提出した案件である。

平成 27 年 6 月以降に変更があったものは、網かけで表示している。

平成 25 年 7 月 1 日の省令改正により、省令第 1 項は別表第一から別表第十一、省令第 2 項は別表第十二へ変更となっている。

(注釈)

注1;H23.11.22 の省令 2 項(現解釈別表第十二)への採用要望のうち JIS C8105-2-8;2011 は、JIS 改定作業中であったため H23 年版の採用は見送られ、再要望することになった。再要望を H27.3 に行い、JIS C8105-2-8;2014 が H27.7 に解釈に反映された。

注2;「※」印は、第 86 回委員会で承認されたが、省令改正作業中のため提出が見送られた規格も合わせて要望したことを意味する。

注3;H26.4.1 の解釈別表第十二への採用要望のうち J60335-1 は通則で、H27.10.8 に細則と共に解釈についての一部改正で反映された。